

■ その他配慮を要する事項

(1) 国道246号市ヶ尾歩道橋のバリアフリー

国道246号に架かる市ヶ尾歩道橋は、バリアフリー法の制定以前に整備されていることから、スロープの勾配等が現行基準に適合していないため、バリアフリー化を図る必要がある。しかし、エレベーター設置等バリアフリー化を図るには、沿道住民の協力を得て新たに道路用地を取得する必要があるなど、早期の解決は難しい状況である。このため、市が尾駅から青葉区役所までの生活関連経路は、複数の経路を併せて設定し、今後歩道橋においてバリアフリー化が図られるよう機会を捉えて「エレベーター設置の検討」を行うよう位置付けた。

(2) 歩道の適切な維持管理

市が尾駅周辺地区は起伏のある地形であるため、勾配の改善が困難な経路が多く、できる限り歩きやすさを向上させるため、歩道の平坦性を確保していくことが重要である。市ヶ尾商栄会沿いの歩道では、車の乗り入れ等による痛みや老朽化でインターロッキングに不陸が生じており、つまずくという意見が多数あり、舗装の改修等の機会を捉え適切な維持管理が行えるような舗装材に変えていくなどの配慮が必要である。

(3) 建築物のバリアフリー

建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者（テナント）の三者が協力してバリアフリー化する必要があり、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できないなどのケースもある。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物内のバリアフリー化について建築主等は、建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努める。また、建替え等の大規模な改修時などの機会を捉えて、同基準への適合を図るものとする。

■ 基本構想策定後の事業推進にあたって

- ◆円滑な各種特定事業計画の策定と事業の実施を推進します。
- ◆事業の進捗管理や事業評価の方法について検討します。
- ◆事業の進捗状況や事業内容について、広く市民の皆様にお知らせするように努めます。
- ◆新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じてバリアフリー化のための事業の見直しを検討します。

《お問い合わせ先》

■横浜市道路局 計画調整部 企画課 計画調整担当

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
TEL：045-671-4086 FAX：045-651-6527 E-mail：do-barrierfree@city.yokohama.jp

■横浜市青葉区役所 総務部 区政推進課 企画調整係

〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾31番地4
TEL：045-978-2217 FAX：045-978-2410 E-mail：ao-kikaku@city.yokohama.jp

詳しく御覧になりたい方は、道路局企画課、青葉区役所区政推進課及びホームページにて、基本構想の閲覧を行っています。

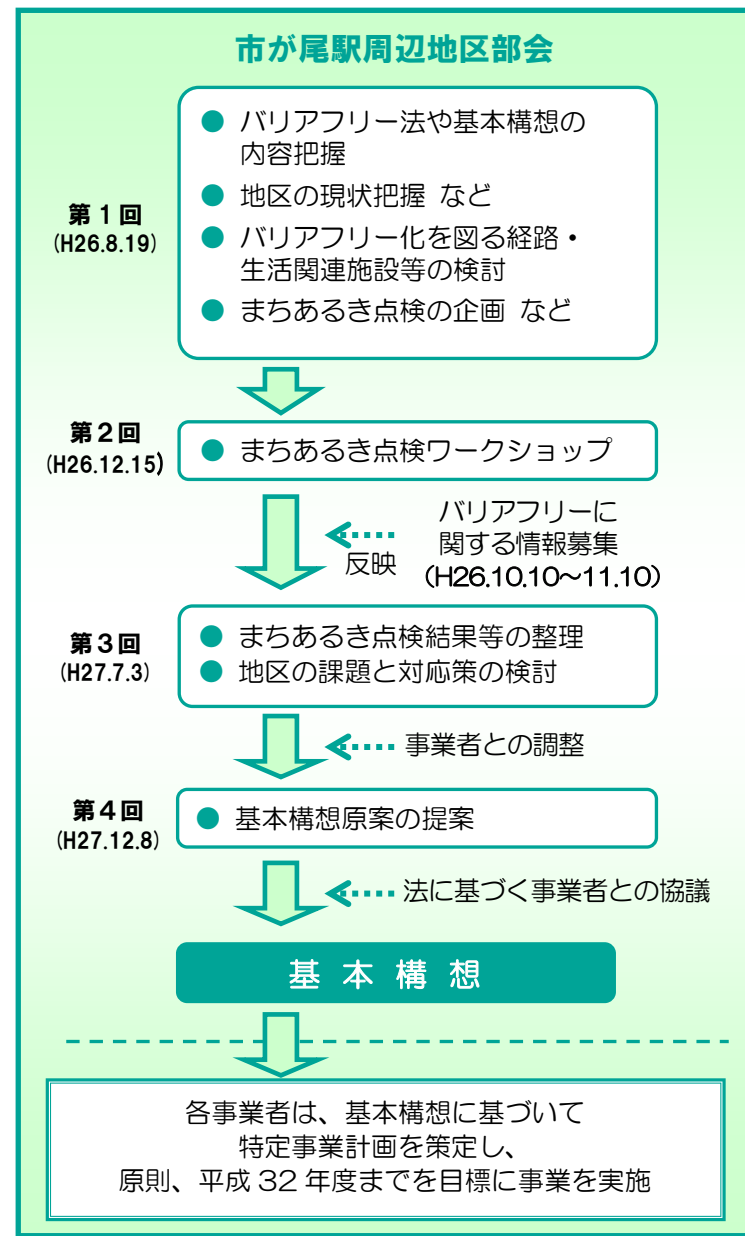
「道路局 市が尾駅周辺地区バリアフリー基本構想」で検索！

横浜市道路局計画調整部企画課 平成28年3月

紙ヘリサイクル可

■ これまでの経緯と今後の進め方

学識経験者、高齢者・障害者等の市民の皆さま、関係する事業者・行政機関などから構成される市が尾駅周辺地区部会を設置し、検討を進めてきました。



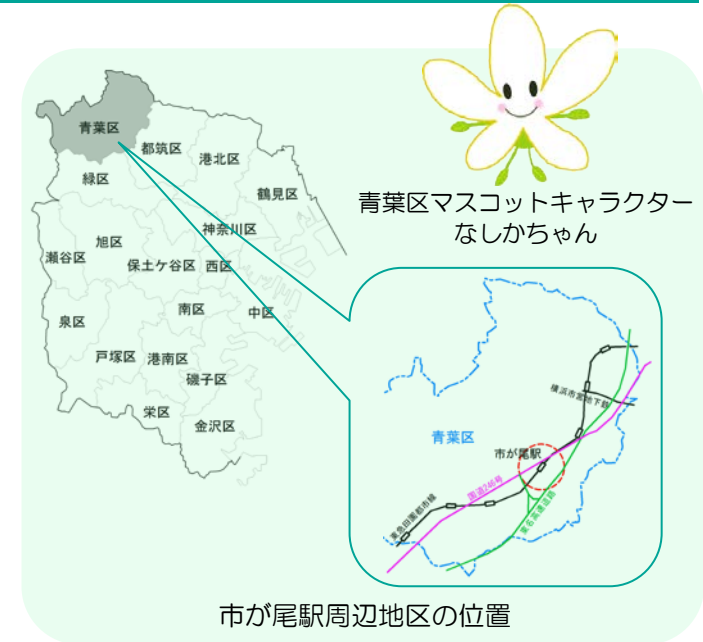
市が尾駅周辺地区 バリアフリー基本構想

概要版

横浜市では、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、様々な取り組みを進めています。

また、各区の拠点駅周辺において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、バリアフリー基本構想制度を活用し、駅周辺の一体的なバリアフリー整備を推進しています。

このたび、青葉区総合庁舎や、緑税務署、緑県税事務所、青葉区福祉保健活動拠点など、青葉区の行政・福祉施設などが集積している市が尾駅周辺地区を対象に、「バリアフリー基本構想」を策定しました。



■ 市が尾駅周辺地区バリアフリー基本構想における重点整備地区の範囲

市が尾駅周辺地区は、「青葉区総合庁舎」や「緑税務署」、「緑県税事務所」、「青葉区福祉保健活動拠点」などの行政施設や福祉施設が集積しています。

これらの主要な施設を含む範囲を重点整備地区に設定し、バリアフリー基本構想を策定しました。

参考

○ バリアフリー法とは・・・

高齢者、障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

【公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進】

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課せられます。

【重点整備地区のバリアフリー化の推進】

市町村は、バリアフリー法に基づき、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成します。

○ バリアフリー基本構想とは・・・

重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者等が利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容等を定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化の事業を実施することとなります。

横浜市では、原則、基本構想策定から5年後を目標に事業を実施していきます。

○ これまでの取り組みについて・・・

横浜市では、これまで16地区（関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅、戸塚駅、上大岡駅・港南中央駅、都筑区タウンセンター、星川駅、本郷台駅、大口駅・子安駅、二俣川駅、金沢文庫駅・金沢八景駅、いずみ中央駅・立場駅、杉田駅・新杉田駅、阪東橋駅・黄金町駅の各駅周辺地区）を対象に基本構想を策定しています。

公共交通特定事業

- 【東急田園都市線市が尾駅】
- ◆手すりの設置
 - 歩道と平坦に接続している部分を分かりやすくする改善
 - ◆視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - ◆視覚障害者誘導用ブロックの改善
 - ホームドアの設置 ◆段鼻の明示
- 【市が尾駅前バスターミナル】
- タクシー乗り場への視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - タクシー乗り場の段差の解消
 - 舗装の改修
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 【市が尾駅西口バス乗り場】
- 混雑時における歩道幅員確保のためのマナー向上の啓発活動の実施

建築物特定事業

- 【青葉区役所】
- 視覚障害者誘導用ブロックの改修
 - 植栽の剪定
- 【青葉警察署】
- グレーチングの改善
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 【緑県税事務所】
- 滑り止めの補修
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改善
- 【緑税務署】
- グレーチングの改善
 - キャッチブロックの設置
- 【市ヶ尾駅前郵便局】
- ◆視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 【川崎信用金庫市が尾支店】
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 【横浜銀行市が尾支店】
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 【みずほ銀行市が尾支店】
- 手すりの設置
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 【西友市ヶ尾店】
- 床材の滑り止め等の配置
 - 盛り上がり部の注意喚起又は明示等
 - 駐輪方法の改善及び自転車利用マナーの啓発
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置

その他の事業

- 【経路1-3 区役所裏の坂】
- 集積所利用者への働きかけ
- 【経路2-2 横浜上麻生線】
- 自転車利用マナー向上の啓発活動の実施
- 【経路4-1 市ヶ尾商栄会(東口側)】
- ゴミ出しマナーの周知
 - 既存駐輪場の案内・放置自転車対策等の実施
 - 情報の更新
- 【駅周辺】
- 放置自転車対策等の実施
- 【生活関連経路】
- 放置自転車対策等の実施
 - はみ出し看板の移設・撤去
- 【地区全体】
- 放置自転車対策等の実施
 - 案内サインの改善

交通安全特定事業

- 【生活関連経路】
- 音響式信号機等の設置・違法駐車取締りの強化
 - ・違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
 - ・標識、標示の視認性の確保
 - ・交通規制の実施

- 【経路2-2 横浜上麻生線】
- 「自転車通行可」標識の撤去の検討
 - 自転車利用マナー向上の啓発活動の実施
- 【駅周辺】
- 違法駐車取締り
- 【市ヶ尾交差点】
- ◆音響式信号機等の設置
- 【市が尾駅入口交差点】
- ◆音響式信号機等の設置
- 【緑税務署前の交差点】
- ◆音響式信号機等の設置
- 【駅周辺】
- 横断歩道の路面標示の視認性確保

道路特定事業

- 【経路1-1 市ヶ尾商栄会(西口側)】
- 舗装の改修
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改善
- 【経路1-2 市ヶ尾商店街】
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善
 - 水平区間の確保 ●グレーチング蓋の交換
 - 手すりの設置の検討
- 【経路1-3 区役所裏の坂】
- ◆視覚障害者誘導用ブロックの改善
- 【経路1-4 区役所裏の坂】
- ◆視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設
- 【経路1-5 国道246号】
- ◆有効幅員の確保
- 【経路2-1 市ヶ尾商栄会(西口側)】
- 舗装の改修
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改善等
 - 歩道ブロックの改善
 - 植栽柵の改修 ●植栽の撤去
 - 植栽樹の改良 ◆照度の確保の検討
- 【経路2-2 横浜上麻生線】
- ◆視覚障害者誘導用ブロックの設置等
 - ◆人孔蓋の調整 ◆水平区間の確保
 - ◆電線類の地中化 ◆車止め撤去
 - ◆視覚障害者誘導用ブロックの改善等
 - ◆照度の確保の検討
- 【経路2-3 診療所前】
- 雨水枡蓋の改修 ●有効幅員の確保
 - ◆水平区間の確保
- 【経路2-4 ビオラ市ヶ尾前】
- カラーベルトの設置
- 【経路3-1 横浜銀行脇】
- 外側線の設置
- 【経路4-1 市ヶ尾商栄会(東口側)】
- 舗装の改修
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改善等
 - ◆照度の確保の検討
- 【経路4-2 横浜上麻生線】
- 水平区間の確保 ●側溝蓋の改修
 - ブロックの改修 ●グレーチング蓋の交換
- 【経路4-3 谷本公園前】
- 舗装の改修 ●縦断勾配の改善
- 【国道246号(歩道橋)】
- ◆エレベーター設置の検討
 - 段鼻の明示・注意看板の設置

道路特定事業(交差点)

- 【青葉公会堂前交差点】
- 水平区間の確保
- 【市が尾駅入口交差点】
- 段差の緩和
- 【市ヶ尾変電所前交差点】
- ◆視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 【市が尾駅前交差点】
- 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- 【郵便局前交差点】
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 【バスターミナル西側の交差点】
- 視覚障害者誘導用ブロックの改修及び舗装の改修
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改善
 - 舗装の改修
- 【緑税務署前交差点】
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 【谷本公園前交差点】
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置

<凡例>

- 重点整備地区
- 生活関連施設(交通施設)
- 生活関連施設(建築物)
- 生活関連施設(公園)
- 生活関連経路(A)
- 生活関連経路(B)
- 鉄道路線・駅
- 施設出入口

生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設。
主として、「①高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること」かつ「②その施設へ至る手段が、主に駅からの徒歩によること」という条件を満たす施設。

生活関連経路(A)

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路。

生活関連経路(B)

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路(A)に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路(横浜市独自の取り組みとして設定)。

- 平成32年度までを目標に整備する
- ◆今後機会を捉えて整備を検討する
- 過去から継続している、継続的に実施する